

岐阜県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十九年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

